

鹿追町中小企業等持続化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業等が新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受け経営の継続に不安を抱いていることから、事業の継続を下支えし、再起の糧としていくため事業全般に広く使用できる支援金を交付するため、鹿追町補助金等交付規則（昭和59年4月28日規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、鹿追町において独立した事務所又は店舗を有するサービス業（宿泊・飲食）、製造業、小売業、卸売業等の産業を1年以上営む法人又は個人をいう。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第4条に規定する売上高等の計算対象期間中の連続する3箇月間（以下「対象3箇月間」という。）の売上高等が、前年同期比で別表1の区分欄のいずれかの減少率となるとき。
- (2) 町税を完納している者。ただし、税の猶予等の措置がされている場合はこの限りではない。

(売上高等の計算対象期間)

第4条 支援金の交付対象となる売上高等の計算対象期間は、令和2年2月1日から9月30日までの連続する3箇月間とする。

(交付の額)

第5条 町が交付する支援金の額は、別表1の区分に応じて交付する。

- 2 対象3箇月間の売上高等と比較する前年同期の売上高等の差が10,000千円を超える場合は、前項の区分による給付金の額によらず1,000千円を交付する。
- 3 対象3箇月間の売上高等と比較する前年同期の売上高等の月平均額が第1項の区分による給付金の額を下回る場合、対象3箇月間の売上高等と比較する前年同期の売上高等の月平均額を交付する。なお、交付の額は1,000円未満切捨てとする。

(支援金の交付申請)

第6条 交付対象者は、鹿追町中小企業等持続化支援金交付申請書（第1号様式）に、対象3箇月間の売上高等と前年同期の売上高等の比較を証明できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、申請にあたっては金融機関又は町長が認める機関による証明を受けなければならない。

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、支援金の交付を決定したときは、鹿追町中小企業等持続化支援金交付決

定通知書（第2号様式）により、その内容等を交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金交付決定を取消し、また既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他この要綱及び関係法令に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、交付決定取消通知書（第3号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項に基づく取消しを行った場合には、規則第15条の規定に基づき、返還の期限を定めるものとする。

（決定の内容の変更等）

第9条 交付決定者は、支援金交付決定の内容に関し変更をしようとするときは、鹿追町中小企業等持続化支援金交付変更申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。なお、変更申請は1回限りとし、申請手続き方法は第6条による。

2 町長は、支援金の変更交付を決定したときは、鹿追町中小企業等持続化支援金交付変更決定通知書（第5号様式）により、その内容等を交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和2年10月31日限りその効力を失う。ただし、当該期日までに支援金の交付請求をした者については、この限りでない。

（要綱の失効に伴う経過措置）

3 第8条の規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有する。

別表1

区分及び支援金の額

区分	支援金の額
10%以上20%未満	100,000円
20%以上40%未満	200,000円
40%以上60%未満	350,000円
60%以上	500,000円

